

令和 年 月 日

年 組 様

鳥取立鳥取商業高等学校長

出席停止のお知らせ

あなたが学校保健安全法施行規則の「学校において予防すべき感染症」と診断されたことをうけ、学校保健安全法に基づき、下記のとおり出席停止を指示します。

ついては、医療機関が示す療養期間を守るとともに、療養期間中は外出や他者との接触をさけ、療養につとめていただくようお願いします。

なお、この期間は欠席とはならず、「出席すべき日数」にも含まれません。

記

1 理由となる病名 インフルエンザ

2 出席停止期間 令和 年 月 日 から 医師が出席を許可する日 まで

※登校する際には、下の出席停止期間終了届の枠内に記入・押印の上、学校へ提出してください。

その際、医療機関を受診したことを証明できる書類1通（出席を再開する日の直近の調剤明細書の写し、薬情報の写し等）を提出してください。

※ただし、インフルエンザに関しては、最初の受診時に医師から指示される場合もありますが、裏面の「インフルエンザ出席停止期間の基準」に基づき、保護者があなたの状況を確認することとしますので、再度医療機関を受診し、医師に許可を得る必要はありません。

-----切り取り-----

出席停止期間終了届

学校長 様

インフルエンザと診断され、令和 年 月 日より医療機関において治療を受けていましたが、出席可能となりましたので、令和 年 月 日より登校します。

記入日：令和 年 月 日

(生徒氏名) 年 組 印 (自署の場合は押印省略可)

(保護者氏名) 印 (自署の場合は押印省略可)

※インフルエンザについては、裏面も記載してください。

保護者 様

インフルエンザ後に学校へ登校される前に、お子様の様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてください。

(注：2項目ともに☑が入る必要があります。出席停止期間については下の早見表を参照してください。)

☐ 発症した後、5日を経過しました。

※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。

発症から5日を経過し、6日目から出席が可能です。

☐ 解熱した後、2日発熱がありません。

※解熱した日を0日と数えます。解熱から2日経過し、解熱後3日目から出席が可能です。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」 早見表

		発症日 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 5 日を経過した後			
例 1	発症後 1 日目に 解熱した場合	発熱	★ <u>解熱</u>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	出席 可能			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
例 2	発症後 2 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	★ <u>解熱</u>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目	出席 可能			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
例 3	発症後 3 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	★ <u>解熱</u>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	出席 可能			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
例 4	発症後 4 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	★ <u>解熱</u>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			出席 可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 5	発症後 5 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	★ <u>解熱</u>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	出席 可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		

※出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

◎ インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。

◎ 発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。

◎ 発症後4日以降に解熱した場合(例4、5)は、出席停止期間が延長されます。